一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター定款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、企業に勤務する勤労者及びその事業主並びに市民（以下「勤労者等」という）のための総合的な福利厚生事業を行うことにより勤労者等の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　勤労者等の生活安定に関する事業

(2)　勤労者等の健康の維持増進に関する事業

(3)　勤労者等の生活設計および生きがいづくりに関する事業

(4)　勤労者等の自己啓発に関する事業

(5)　勤労者等の余暇活動に関する事業

(6)　勤労者等の財産形成に関する事業

(7)　勤労者等の共済金給付に関する事業

(8)　行政庁及び労働福祉団体等が行う勤労者福祉事業の受託及び協力事業

(9)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会　　員

（会員の種別）

第５条　この法人の会員は、次の３種とする。

(1)　１号会員　この法人の目的に賛同し入会した、事業主と従業員５名以上を有する事業所又は団体の代表者並びに２号会員の事業所又は団体の代表者で１号会員となることを希望する者

(2)　２号会員　この法人の目的に賛同し入会した、１号会員以外の事業所又は団体の代表者並びにその従業員

(3)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、入会を希望する個人の中から理事長が承認した者

２　前項の会員のうち１号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。）上の社員とする。

３　会員に関し、必要な事項は、総会の決議により別に定める。

（会員の資格の取得）

第６条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第７条　会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

２　前項の入会金及び会費の額、並びにそれらの納入方法は総会において定める。

（任意退会）

第８条　会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1)　この法人の事業を妨げる行為をしたとき

(2)　この法人の定款又は規則に違反したとき

(3)　この法人の信用を失わせるような行為のあったとき

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して除名を行おうとする総会の日から１週間前までに除名する旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条　前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判又は破産の宣告を受けた場合

(2) 当該会員が死亡した場合又は失踪宣告を受けた場合

(3) 正当な理由なく会費を６箇月以上滞納し、かつ、催告に応じない場合

(4) 全ての１号会員が同意した場合

２　会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

（入会金、会費等拠出金の不返還）

第11条　退会し、又は除名され、若しくは資格喪失した会員が既に納入した入会金、会費

等拠出金は、返還しないものとする。

第４章　　総　会

（構　成）

第 12 条　総会は、全ての 1 号会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第 13 条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の除名

(2)　理事及び監事の選任及び解任

(3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準

(4)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散及び残余財産の処分

(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 14 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

２　前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする

（招　集）

第 15 条　総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき理事長が招集する。

２ 全ての 1 号会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する 1 号会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３ 総会を招集するには、理事長は、総会の日の 1 週間（総会に出席しない 1 号会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは 2 週間）前までに、1 号会員に対して、総会の日時及び場所、目的である事項があるときは、その事項、その他法令で定められた事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

（議　長）

第 16 条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、当該総会に出席した 1 号会員の中から選出する。

（議決権）

第 17 条　総会における議決権は、1 号会員 1 名につき 1 個とする。

（決　議）

第 18 条　総会の決議は、全ての 1 号会員の議決権の過半数を有する 1 号会員が出席し、出席した当該 1 号会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての 1 号会員の半数以上であって、全ての 1 号会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第 19 条　1 号会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の 1 号会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その 1 号会員は出席したものとみなす。

（書面による議決権行使）

第 20 条　総会に出席できない 1 号会員は、理事会において別に定める議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権を第 18 条の議決権の数に参入する。

（決議の省略）

第 21 条　理事又は 1 号会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき 1 号会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 22 条　理事が 1 号会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、1 号会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 23 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及び総会に出席した 1 号会員のうちから選任された議事録署名人２名以上が、記名押印しなければならない。

第５章　　役　員

（役員の設置）

第 24 条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　１０名以上１５名以内

(2)　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、理事長以外の２名以内を副理事長とする。

３　理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 25 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事のなかから選任する。

３　監事は、この法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

４　理事長及び副理事長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第 28 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとす

る。

4　理事又は監事は、第 24 条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 29 条　理事及び監事が、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって解任することができる。

(1)　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる場合

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合

（報酬等）

第 30 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2　役員には、費用を弁償することができる。

3　前項の規定に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（役員の責任の免除）

第 31 条　この法人は、法人法第１１１条第１項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因になった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第１１３条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第６章　　理事会

（構　成）

第 32 条　この法人に、理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第 33 条　理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び副理事長の選任及び解職

(4)　総会に付議すべき事項の決定

（招　集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

２　前項本文の場合において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副理事長が理事会を招集する。

３　理事会を招集しようとするとき、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

（議　長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副理事長がこれに当たる。

（決　議）

第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 37 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 38 条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（事業計画及び収支予算）

第 40 条　この法人の事業計画書及び収支予算書(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければな

らない。
2　前項の承認を受けた事業計画書等については、総会にその内容を報告しなければならない。
3　第１項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
4　第１項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 41 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　公益目的支出計画実施報告書
(4)　貸借対照表
(5)　正味財産増減計算書
(6)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、同項第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時総会に提出し、同項第１号及び第３号の書類については、その内容を報告し、同項第４号及び第５号の書類については、承認を受けなければならない。
3　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の処分制限）

第 42 条　この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。
2　会員に剰余金を分配する総会の決議は無効とする。

（事業年度）

第 43 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 44 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第 45 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 46 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　公　告

第 47 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　　事務局

第 48 条　この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長はじめ所要の職員を置く。

３　事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第１１章　　補　則

第 49 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の理事長は、奥村次一とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第４３条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。